

## 利益相反規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本連盟」という。）利益相反ポリシーに基づき、本連盟が定款に定める目的を達成するための事業における役職員等の利益相反を適切に管理（以下「利益相反マネジメント」という。）するために必要な事項を定め、適正かつ効率的な推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1)「本事業」とは、本連盟定款に定められた本連盟の目的を達成するための以下事業をいう。

- ①柔道に関する競技者および指導者の育成
- ②柔道に関する競技会および講習会の開催
- ③柔道用具の公認および検定
- ④柔道に関する国際交流および国際貢献
- ⑤その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2)「本連盟役職員等」とは、次に掲げる者をいう。

- ①本連盟の理事及び監事
- ②本連盟就業規則が適用される本連盟就業規則（以下「就業規則」という。）2条に定める職員及び就業規則2条2項に掲げる者
- ③本連盟会長が委嘱した本連盟全日本監督・コーチ等
- ④本連盟強化システムに関する内規により全日本強化選手に選考された選手

(3)「利益相反」とは、本事業によって起こる本連盟の社会的信頼が損なわれる状況で、次に掲げるものをいう。

- ア 本連盟役職員等が得る利益と、本連盟が負う責任が衝突・相反する状況
- イ 本連盟が得る利益と本連盟の社会的責任が相反する状況
- ウ 本連盟役職員等の経営する会社・団体等に対する職務遂行責任と本連盟における職務遂行責任が相反する状況

### (利益相反取引該当性)

第3条 本連盟では、本連盟が本連盟と取引を行う者（以下「取引相手」）との取引において、以下(1)ないし(3)の全てを満たす取引を、利益相反取引に該当する可能性があるものとして、コンプライアンス委員会のもとに置く、利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）の審議対象とする。ただし、本連盟役職員等が当該取引に関与せず、かつ、取引相手の選定・取引内容の決定に影響を及ぼすおそれがないことが明らかな場合は除く。

- (1) 本連盟が契約当事者となる取引
- (2) 別途定める基準を超える対価を伴う物品の売買または役務の提供に関する取引
- (3) 本連盟役職員等、その配偶者又は同居の親族が次の①ないし③に該当する取引、若しくは、本連盟役職員等の懇意にする団体が次の①に該当する取引。なお、本規程において「懇意にする団体」とは、本連盟役職員等が現在又は過去に、雇用されまたは所属したことのある会社又は団体をいうものとする。

- ①取引相手
- ②取引相手の役員（会社にあつては取締役または執行役、その他の法人にあつては理事）
- ③取引相手の株式または持分の20%以上を保有

（利益相反マネジメント委員会）

第4条 利益相反マネジメントに関する事項については、委員会において審議する。  
2. 委員会に関する必要な事項は、本規程のほか理事会で定める。

（審議事項）

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。  
（1）利益相反による弊害を抑えるための施策の検討に関する事項  
（2）利益相反に係る調査及び審査に関する事項  
（3）利益相反ポリシーに関する事項  
（4）その他利益相反に関する重要事項

（組織）

第6条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。  
（1）コンプライアンス委員長  
（2）コンプライアンス委員 2名以上  
（3）コンプライアンス委員長が指名する有識者 若干名

（任期）

第7条 前条3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。  
2. 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第8条 委員会に委員長を置き、第6条第1号の委員をもって充てる。  
2. 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。  
3. 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

（議事）

第9条 委員会は、委員の過半数の出席により成立するものとする。  
2. 委員は、自己の利益相反に係る議事に加わることはできない。  
3. 審議対象取引が本連盟として許容できない利益相反にはあたらないことは、出席委員のうち前項の委員を除く委員（以下「議決権を行使できる委員」という）の過半数の賛成をもって決する。賛否同数の場合、議長がこれを決する。  
4. 第13条1項所定の特に重要な契約については、議決権を行使できる委員の3分の2以上の賛成をもってこれを決する。

（委員以外の者の出席）

第10条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(自己申告書等)

- 第11条 本連盟役員等は、第3条に記載の取引を行う場合又は行った場合、利益相反に関する自己申告書（以下「自己申告書」という。）を委員会に提出するものとする。
2. 前項のほか、委員会は、対象者及び提出時期を定めて自己申告書の提出を求めることができる。
  3. 前2項の自己申告書の様式は、委員会が定める。

(自己申告に関する審議手続)

- 第12条 委員会は、前条の自己申告書に基づき、本連盟役員等の利益相反に関して本連盟として許容できるか否かについて審議し、その結果を当該役員等に通知するとともに会長に報告するものとする。
2. 会長は、前項の報告に基づき、必要と認められる場合は、当該役員等に対して利益相反に関する改善勧告を行う。

(特に重要な契約)

- 第13条 本連盟が契約当事者となる契約のうち、稟議規程第5条（7）に該当する契約を「特に重要な契約」とする。
2. 特に重要な契約については、委員会は、第14条の基準に照らして特に慎重に審議して判断を行うものとする。

(判断基準)

- 第14条 本連盟役員等の利益相反が社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱している場合は、委員会は、本連盟としてこれを許容できないものと判断する。
2. 本連盟役員等の利益相反が社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱したと判断する基準は、次の各号に掲げる場合とする。
    - (1) 本連盟役員等が本連盟の職務に対して、個人的な利益を優先させていると客観的に判断できる場合
    - (2) 当該取引により、本連盟の社会的責任が果たされないと客観的に判断できる場合
    - (3) 本連盟役員等が、本連盟における職務活動よりも外部活動を優先させていると客観的に判断できる場合

(理事の利益相反取引)

- 第15条 本規程の定めにかかわらず、理事は、原則として、一般社団・財団法人法第197条により準用される同法第84条1項各号に規定する取引を行ってはならない。ただし、本連盟理事会規則第16条に従い、理事会の承認を得た場合はこの限りではない。

(異議申立て)

- 第16条 第12条第2項に規定する改善勧告を受けた本連盟役員等は、当該改善勧告に不服がある場合は、会長に対して書面による異議申立てを行い、再審議を求めることができる。
2. 会長は、前項の異議申立てに対し、必要と認めた場合は、委員会に対して再審査を求める。
  3. 会長は、前項の再審議の結果に基づき、異議申立てに対する処置を決定する。

(秘密の保持等)

第17条 委員及び委員会に出席を求められた者は、当該委員会の業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

2. 自己申告書及びこれに関連する調査資料等は、総務課において管理・保管する。
3. 委員会の審議については、議事録に、取引についての重要な事実の開示、取引の公正性を示す証憑の有無、内容、議論の経過、承認の理由、合理性等につき、可能な範囲で詳細に記載するように努めるものとする。

(事務)

第18条 利益相反マネジメントに関する事務は、関係課の協力を得て、倫理推進室が行う。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は、別に定める。

2. この規程の改廃は、理事会の決議を経て行なう。

附則

1. この規程は、令和2年8月18日から施行する。

年 月 日

利益相反に関する自己申告書（様式1） 案

全日本柔道連盟御中

申告者 \_\_\_\_\_

このたび、貴連盟が契約当事者となった下記契約について、利益相反規定第3条に該当致しますので、申告いたします。

1 基本的事項

取引相手の名称及び住所（名称のみで特定出来る場合は住所は省略可）	
契約の概要	
対価の額	

2 利益相反規程第3条（3）の該当性

誰が該当しますか。いずれか該当する者に○をつけて下さい。

- 1 本人
- 2 申告者の配偶者
- 3 申告者の同居の親族
- 4 申告者が懇意にする団体（申告者が現在又は過去に、雇用されまたは所属したことがある会社又は団体）

上記1～3に○をつけた場合、その者は以下のどれに該当しますか、該当する番号に○をつけて下さい。

- 1 取引相手
- 2 取引相手の役員（会社にあつては取締役または執行役、その他の法人にあつては理事）
- 3 取引相手の株式または持分の20%以上を保有

3 利益相反該当性に関する事情

- （1）申告者の上記取引への関与の有無・程度

(2) 申告者の配偶者または同居の親族の上記取引への関与の有無・程度

(3) 取引の公正性を示す証憑の有無、その他、取引についての重要な事実

年 月 日

利益相反に関する自己申告書（様式2） 案

全日本柔道連盟御中

申告者 \_\_\_\_\_

このたび、貴連盟が契約当事者となっている契約の取引相手について、利益相反規程第3条の該当の有無について以下のとおり申告致します。

- 1 申告者本人が取引相手または取引相手の役員となっている契約、若しくは、申告者本人が取引相手の株式または持分の20%以上を保有していることはありますか。

ある            ない

- 2 申告者の知る限り、申告者の配偶者が取引相手または取引相手の役員となっている契約、若しくは、申告者の配偶者が取引相手の株式または持分の20%以上を保有していることはありますか。

ある            ない

- 3 申告者の知る限り、申告者の同居の親族が取引相手または取引相手の役員となっている契約、若しくは、申告者の同居の親族が取引相手の株式または持分の20%以上を保有していることはありますか。

ある            ない

- 4 申告者の知る限り、申告者の懇意にする団体（申告者が現在又は過去に、雇用されまたは所属したことのある会社又は団体）が、取引先となっている契約はありますか。

ある            ない

- 5 上記で「ある」という回答があった場合、別紙の質問に回答してください。

利益相反に関する自己申告書（様式2） 別紙

取引相手の名称及び住所 (名称のみで特定出来る場 合は住所は省略可)	
契約の概要	
対価の額	

(1) 申告者の上記取引への関与の有無・程度

(2) 申告者の配偶者、同居の親族の上記取引への関与の有無・程度

(3) 取引の公正性を示す証憑の有無、その他、取引についての重要な事実